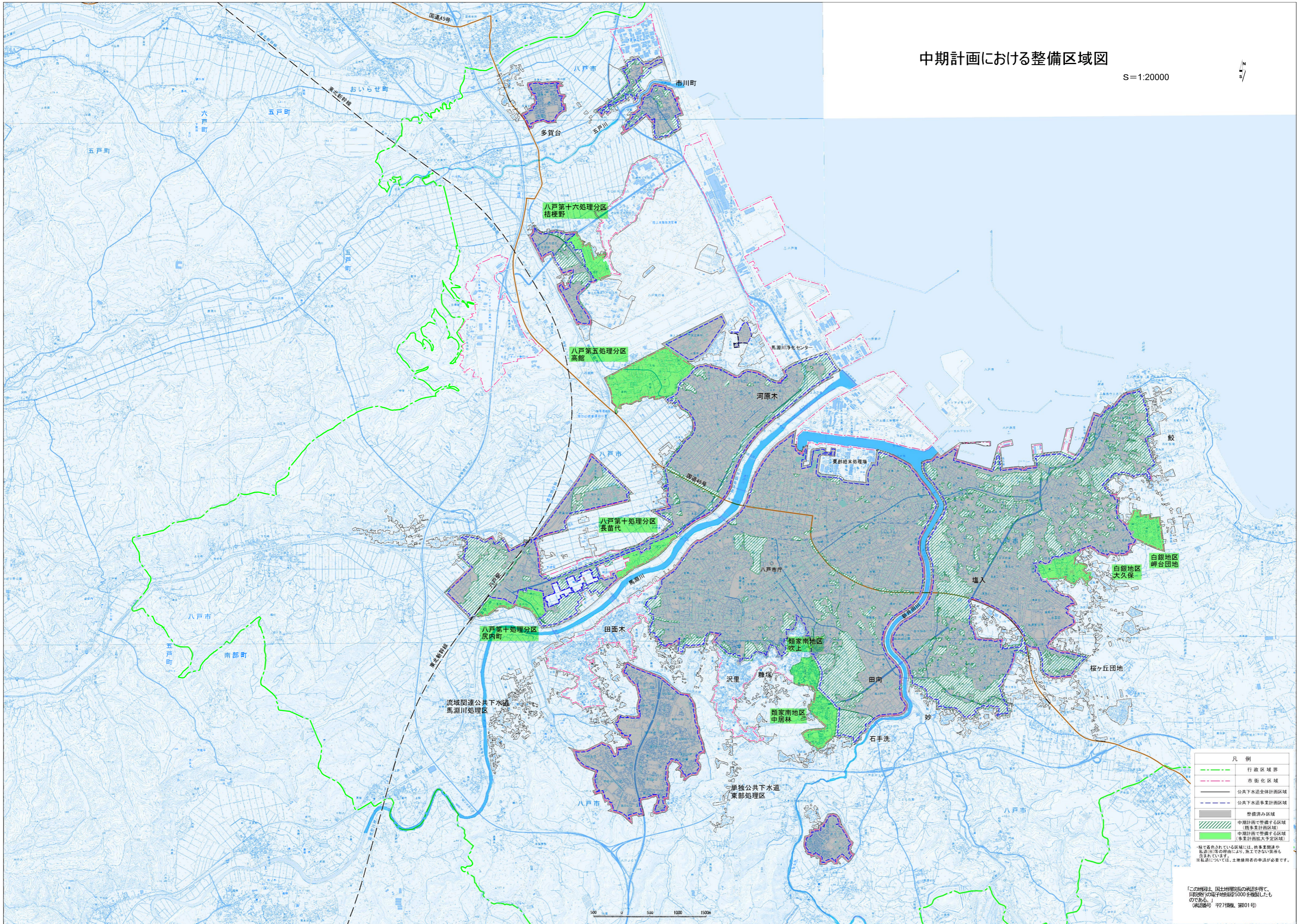


中期計画における整備区域図

S=1:20000



凡例	
	行政区域界
	市街化区域
	公共下水道全体計画区域
	公共下水道事業計画区域
	整備済み区域
	中期計画で整備する区域 (既事業計画区域)
	中期計画で整備する区域 (事業計画未定区域)

緑で着色されている区域には、地味業関連の
私道(歩道の除外)より、施工できない箇所も
含まれています。
※私道については、土地使用者の申請が必要です。

【この地図は、国土形勢図の承認を得て、
印刷物の電子地図版を2500を縮尺したも
のである。
(承認番号 平27特規 第01号)】

